

国民保護

概要

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が施行されました。

国民保護法は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合などに、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にするため、国、地方公共団体などの役割分担やその具体的な措置（国民保護措置）について定めている法律です。



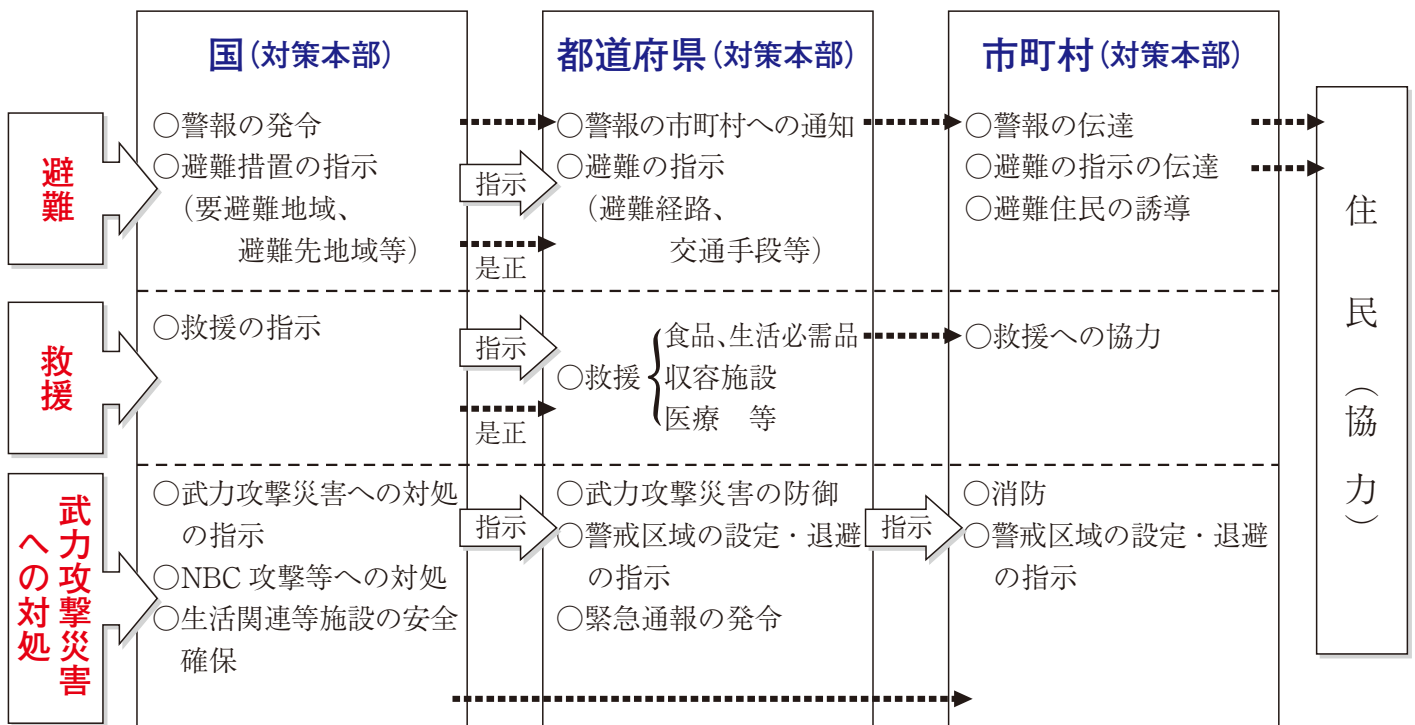
1 国民保護法の概要

国民保護法では、武力攻撃事態等に備えてあらかじめ国が定める基本指針、県、市町村が作成する国民保護計画及び国民保護計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについて定めています。

武力攻撃事態等が発生した場合には、国民の生命、身体及び財産を守るため、「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」を三つの柱とし、国、地方公共団体の責務を明確に定めています。

国民保護法					
第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6～10章
<ul style="list-style-type: none"> ◆国、地方公共団体等の責務 ◆国民の協力 ◆基本指針、国民保護計画、業務計画 	<ul style="list-style-type: none"> ◆警報の発令 ◆避難措置の指示 ◆避難住民の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆救援の指示 ◆救援の実施 ◆安否情報の収集・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆武力攻撃災害への対処 ◆生活関連等施設の安全確保 ◆消防 ◆被災情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民生活の安定 ◆施設及び設備の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ◆復旧 ◆備蓄 ◆財政上の措置 ◆緊急対処事態に対するための措置 ◆罰則
	避難	救援	武力攻撃に伴う被害の最小化		

2 国、地方公共団体などの役割分担と国民保護措置の仕組み



- 指定公共機関** ○放送事業者による警報等の放送 ○日本赤十字社による救援への協力
指定地方公共機関 ○運送事業者による住民・物資の輸送 ○電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

3 山形県国民保護計画

山形県では、県国民保護計画を平成18年1月に策定し、平成21年3月に一部を変更しました。

この計画は、県民の皆様の生命、身体及び財産を保護するために、県や市町村などが実施する国民保護措置の基本となる事項や県の地域特性を踏まえ留意すべき事項を定めるとともに、関係機関との連携など国民保護措置の総合的な推進に関する事項を定めたものです。

県民の安全・安心の確保

3つの基本的な方針

実効性のある計画

県民の理解の促進

関係機関との連携の強化

第1編 「総論」

県の責務や計画の趣旨、計画が対象とする事態のほか、国民保護措置の実施に当たって特に留意すべき事項を定めます。

第2編 「平素からの備えや予防」

24時間即応体制の実施、情報収集・提供体制等の整備、研修及び訓練、備蓄など、必要な組織及び体制の整備を行います。

市町村その他関係機関との連携体制や隣接県との広域的な連携体制の確保、自主防災組織、ボランティア団体への支援等に努めます。

第3編 「武力攻撃事態等への対処」

事態の状況に応じて適切に対応するため、迅速に実施体制を確立します。

実施すべき具体的な措置を「警報」「避難」「救援」「災害への対処」とし、的確かつ迅速に実施します。

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と相互に連携するとともに、自主防災組織の協力やボランティア活動に対しては、安全の確保に十分配慮し、円滑な活動ができるように支援します。

第4編 「復旧」

武力攻撃災害等により被災したライフライン施設や輸送路の応急復旧のため必要な措置を実施します。

第5編 「緊急対処事態への対処」

大規模テロ等の緊急対処事態においては、国民保護措置に準じた措置を的確かつ迅速に実施します。

4 消防組織、消防団及び自主防災組織の役割

(1) 消防組織と消防団の役割

大規模なテロや外部からの武力攻撃が発生した場合、消防機関は、消火、救助及び救急活動を実施する責務があります。また警報の発令や避難の指示があった場合、関係機関と連携し、その内容を住民に伝達し、市町村長の指揮の下に避難住民の誘導を行うこととなります。

特に消防団は、攻撃による危険がなく、安全が確保された中で消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、地域とのつながりを活かした活動が期待されています。

- 警報等の住民への伝達
- 避難住民の誘導
- 災害への対処



(2) 自主防災組織のリーダーの役割

阪神・淡路大震災では、自主防災組織やボランティアの役割の重要性が強く認識されました。こうした自主的な防災活動は、大規模テロや武力攻撃による災害が発生した場合においても、同様に期待されています。

- 避難住民の誘導への協力
- 救援への協力
- 消火、負傷者の運送、被災者の救助への協力
- 保健衛生の確保への協力



用語の説明

武力攻撃事態等：武力攻撃事態(武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態)及び武力攻撃予測事態(武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態)をいいます。

武力攻撃：我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

緊急処理事態：武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であって、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

指定公共機関：公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

指定地方公共機関：都道府県の区域において、公益的事業を営む法人等で都道府県知事が指定しています。

NBC攻撃：核(N)や生物剤(B)、化学剤(C)を用いた兵器による攻撃をいいます。

生活関連等施設：安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼしたり、周辺地域に著しい被害を生じさせたりする恐れがある施設で、発電所やダムなどが国民保護法施行令で定められています。

ご意見・ご質問はこちらへお寄せください。

山形県生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課（国民保護対策担当）

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1
Tel : 023-630-3039・3244 Fax : 023-633-4711
E-mail : ykikikanri@pref.yamagata.jp